

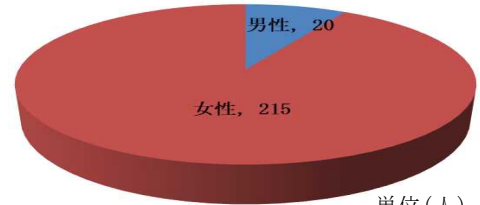
13 ストーカー・DV防止対策

ストーカー対策の推進

ストーカー事案については、被害者の意向に配慮しながら、検挙、禁止命令、文書警告、加害者への口頭注意、被害者への援助、防犯指導等、被害実態に応じた措置を行い、再被害防止や事案の解決を行っています。

■ストーカー相談等の受理状況

- ◆令和2年中の長崎県内におけるストーカー相談・届出の受理件数は235件(前年比+4件)でした。
- ◆被害者のほとんどは女性(215人)である。
- ◆被害者、加害者とも幅広い年齢層にわたっている。
- ◆元交際相手との「別れ話のもつれ」による事案が多い。



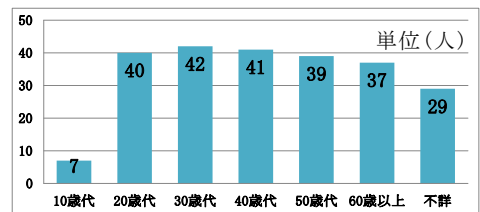
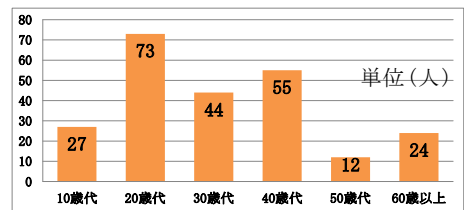
■ストーカー事案に対する措置状況

●ストーカー規制法に基づく措置

- ◆ストーカー規制法違反による検挙 11件
- ◆禁止命令(行政処分) 38件
- ◆禁止命令延長処分 5件
- ◆警告(警告書を交付)(行政指導) 2件
- ◆被害者への援助 180件

●ストーカー規制法以外の措置

- ◆暴行、傷害等による検挙 18件
- ◆加害者への口頭注意 191件

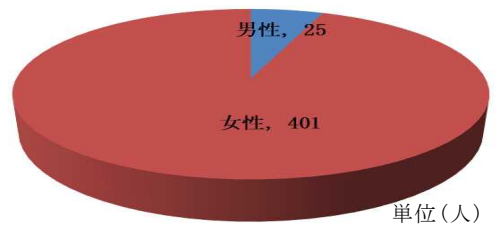


配偶者等暴力(DV)対策の推進

配偶者、内縁関係者等に対する暴力は「犯罪」です。警察は、被害者の意向に配慮しながら、検挙、警告・指導、援助等の措置を行い、配偶者等暴力の防止と被害者の保護に努めています。

■DV相談等の受理状況

- ◆令和2年中の長崎県内におけるDV相談・届出の受理件数は426件(前年比+72件)でした。
- ◆被害者のほとんどは女性(401人)である。
- ◆被害者、加害者ともに30歳代が多い。



■DV事案に対する措置状況

●DV防止法に基づく措置

- ◆DV防止法(保護命令)違反による検挙 1件
- ◆保護命令通知受理件数 23件
- ◆被害者への援助 282件

●DV防止法以外の措置

- ◆暴行、傷害等による検挙 45件
- ◆加害者への口頭注意 340件

